

# 5月7日以降の対応方針について

4月30日

佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

## ①緊急事態宣言が解除された場合

→予定どおり5月6日で緊急事態宣言が解除された時は、基本的には再開しますが、社会教育施設及び体育施設について、当面の間は佐伯市民の利用に限ることとします。

再開した施設についても、単に閉鎖を解除するのではなく、引き続き各施設において“換気を行う”、“3つの密を避ける”、“機器の定期的な消毒”等の感染予防を徹底しながら施設を運営します。また感染防止対策に協力いただけない利用者に関しては「申し込みを受けない」、「利用をお断りする」等視野に入れてください。

## ②緊急事態宣言が延長された場合

→緊急事態宣言が延長された場合は、その延長期間が終わるまでの間、閉鎖等の措置を継続します。

## ③小、中学校及び幼稚園の対応

→別途対応方針を決定します。 ※4月27日対策本部会議確認事項

学校で管理している屋内体育施設、屋外体育施設の利用に関しては学校の休業に合わせます。

## (参考)市内での感染者が発生した時

→厚生労働省の指針を参考に「発生確認の翌日から14日間」を目安として、即座に施設を閉鎖します。閉鎖解除については、改めて佐伯市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催等し、決定します。感染者の行動歴から立ち寄りが確認された施設については消毒等の感染拡大予防策を実施します。